



災害に備えた 生活用水の確保について

令和7年11月12日（水）

令和7年度避難所関係担当者全国説明会

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（食事支援担当）付 生活用水担当

目次

I. 能登半島地震での生活用水に係る取組や新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の活用について

- ・能登半島地震における生活用水確保の取組
- ・能登半島地震における生活排水への対応
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金交付金（地域防災緊急整備型）を活用した取組事例

II. 生活用水の確保状況と各自治体へのお願い（通知）について

- ・指定避難所の防災機能等現況調査
- ・事前防災のお願い（通知）
- ・災害対応のお願い（通知）
- ・能登半島地震での対応状況（国会答弁）

III. 飲料水・生活用水の確保に関する規定について

- ・防災基本計画（抄）
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄）
- ・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（抜粋）
- ・飲料水・生活用水確保の重要性

IV. 災害救助法の対象・留意事項

- ・避難所の設置（入浴・洗濯）
- ・飲料水の供給

V. 参考資料

- ・参考URL

I. 能登半島地震での生活用水に係る取組や 新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型) の活用について

能登半島地震における生活用水確保の取組

- ◆断水の長期化により、飲料水の確保や、トイレ、風呂、洗濯等に使用する生活用水の確保に困難が生じ、被災者にとって厳しい避難生活が長期にわたって続いた。
- ◆能登半島地震では、飲料水や生活用水を確保するため、関係省庁と連携して、以下のような取組を実施していた。

□ 飲料水

- ・給水機能付散水車による応急的な給水活動。



散水車の活用
(志賀町)

□ 生活用水

- ・ため池等の水を浄化できる可搬式浄水設備による応急給水支援。
- ・雨水貯留槽を活用し、トイレの洗浄水として利用。
- ・地域住民や事業者による主体的な所有井戸の開放。
- ・水循環型手洗いスタンドの活用。



提供井戸の活用
(羽咋市)

□ 入浴

- ・断水時でも使用可能な水循環型シャワーシステムの活用。
- ・温浴施設への送迎バスの運行等による入浴機会の確保。
- ・訪問入浴車を活用した要配慮者への入浴支援。



水循環型手洗いスタンド
(志賀町)

□ 洗濯・クリーニング

- ・簡易洗濯キットの活用。
- ・移動式ランドリーカーの派遣。



ランドリーカー
(輪島市)

○水質汚濁防止法について（環境省所管法令）

水質汚濁防止法とは、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境の保全すること等を目的とした法律のこと。

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法に基づき設定されている。この環境基準を達成することを目標に、水質汚濁防止法に基づいて特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

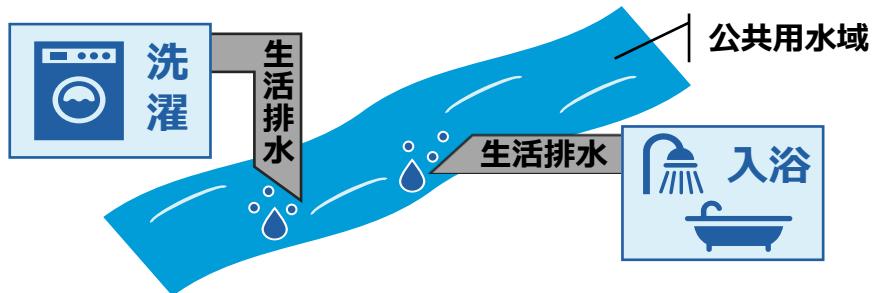
水質汚濁防止法では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

【参考】水質汚濁防止法 第1章 総則（定義）

第2条

9

この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等の生活に伴い公共用水域に排出される水（排出水を除く。）をいう。



【参考】水質汚濁防止法関係資料 I. 水質汚濁防止法の概要 (PDF)
<https://www.env.go.jp/council/41air-wat/y411-01/ref03.pdf>

令和6年1月31日付

令和6年能登半島地震における生活排水の放流について
(石川県生活環境部環境政策課)

- ◆下水道や浄化槽の損壊により、入浴や洗濯に使用した生活排水の取扱いに問題が生じ、仮設入浴の設置やランドリーカーの支援が行えない事案が発生した。
- ◆このことを踏まえ、公共用水域への生活排水の放流について、石川県は以下の通知を管内市町村宛てに発出した。



令和6年1月31日

各市町生活排水対策担当課 御中

石川県生活環境部環境政策課

令和6年能登半島地震における生活排水の放流について

令和6年能登半島地震においては、その被害の大きさから、洗濯や入浴に伴う生活排水について、下水道や浄化槽に流し込めない事例があります。

当該生活排水を公共用水域に直接放流する場合、水質汚濁防止法の排水基準は適用されず、法的な規制はかかりません。

これを踏まえ、下流の利水状況等に配慮しつつ、被災者にとって便宜性を十分に反映する方向で柔軟に対応ください。



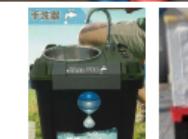
【参考】令和6年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶・復興の記録 (HP)
https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_010_002_00001#top

◆新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の活用

- ・避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備する先進的な取組を交付金により、支援するもの。
- ・補助率 1／2

【交付上限】都道府県：6,000万円／指定都市・中核市・中枢中核都市：5,000万円／市区町村 4,000万円)



自治体名	神奈川県茅ヶ崎市	人口	246,394人	事業費	76,000千円
事業概要	<p>避難所の環境整備として、これまで取り組んできたパーテーションや簡易ベッド、トイレ対策などに加え、新たに循環式お風呂システム及び水循環型手洗い器、災害用給水タンク、簡易トイレを整備することで、避難所生活が中長期的に及ぶような大規模災害が発生した際にも避難所の衛生環境と避難者の心身の健康を確保するもの。災害時の活用に向け、平素においては、地区の防災訓練での取扱熟度の向上を図るとともに、自主防災組織や市民への展示紹介などを通じ、地域住民への避難所の課題の提起、防災意識の向上を図る。</p>				
購入する資機材等の内容	<p>○循環式お風呂システム 2式 19,486千円 ○水循環型手洗い器 35台 21,499千円 ○災害用給水タンク 37台 19,240千円 ○簡易トイレ(マルチトイレ) 66台 10,205千円 ○上記資機材保管倉庫 1基 5,570千円</p> <p>合計 76,000千円</p>	  			
主なKPI	<p>【アウトプット指標（活動指標）※一つ以上】 ①水循環型手洗い器及び簡易トイレの導入数 ② ③</p>		<p>【アウトカム指標（成果指標）※一つ以上】 ①災害時の衛生環境が整備される指定避難所の数 ② ③</p>		

Ⅱ. 生活用水の確保状況と 各自治体へのお願い（通知）について

- ◆ 内閣府では、全国の地方公共団体の指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、令和7年1月23日付通知「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（府政防第409号）にて、調査結果を公表した。
- ◆ 調査結果（生活用水に関する部分を抜粋）については下記のとおり。

防災機能設備等	指定避難所数 (全国)	防災機能設備等を 確保している 指定避難所数 (全国)	割合
飲料水の確保状況		56,937	68.7%
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を 指定避難所の敷地内に保有	82,820	10,596	12.8%
うちペットボトル等の備蓄により確保		46,974	56.7%
うち協定等による優先利用により確保		25,450	30.7%
入浴・洗濯等生活用水について		18,356	22.2%
うちシャワー、プールの浄水装置、耐震性貯水槽、 井戸等を指定避難所の敷地内に保有		13,871	16.7%

更なる確保に向けた取組が必要！

◆前スライドの調査結果を受けて、防災機能設備等の強化を推進するために、以下の内容を地方公共団体へ依頼。

令和7年1月23日付通知（府政防第409号）

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について
(内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_0123.pdf

○ 指定避難所の**防災機能設備等**（非常用発電機等、**飲料水**、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、**生活用水の確保**）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、**充実強化を推進すること**

○ 防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、**あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと**

府政防第409号
令和7年1月23日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定避難所については、防災基本計画や関係する指針等において、求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所で停電等が発生した事例がみられたところです。

内閣府では、全国の地方公共団体における指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。

各地方公共団体におかれましては、この調査結果を踏まえ、

- ・指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、生活用水の確保）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進すること

- ・防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと

など、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、**地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。**

＜連絡先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
末崎、坂本、前原、藤川、加藤木
TEL: 03-3501-5191（直通）

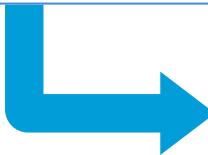
事前防災のお願い（通知）

令和6年8月5日付 事務連絡

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

◆ 協定の締結等による入浴施設事業者との連携を強化するなどして、避難者の入浴機会の確保を進めるよう、地方公共団体宛て通知。



事務連絡
令和6年8月5日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より府県行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。

避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添1）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添2）があります。

つきましては、こうした事例も参考にしつゝ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。

また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

管内各市町村の防災主管部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきまますようお願いいたします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

【参考】避難所の生活環境対策全般（通知・事務連絡等）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>

令和7年6月26日付 事務連絡

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための水道事業者と防災部局の事前防災にかかる連携について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付・
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室）

◆ 災害時に円滑な給水支援を行うため、関係部局や水道事業者において連携を強化するよう、地方公共団体及び水道事業者宛て通知。



事務連絡
令和7年6月26日

各
都道府県 防災担当部局
都道府県 水道行政担当部（局）
国土交通大臣認可 水道事業者

御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための
防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について

令和6年能登半島地震では、水道が甚大な被害を受け、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」の確保が困難となりました。

このことから、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、各関係機関は、応急給水活動状況や給水ニーズ、応急給水先の情報を共有し、応急給水支援を行う体制を構築すべきである旨、指摘されているところです。

これを受け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当）において、市町村等は、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めており、衛生的な水を継続的に確保することとされています。

つきましては、防災担当部局及び水道事業者において、発災時における生活用水の確保を円滑に行うため、事前防災に係る連携について、下記の事項を踏まえて対応を進めていただくようお願いいたします。

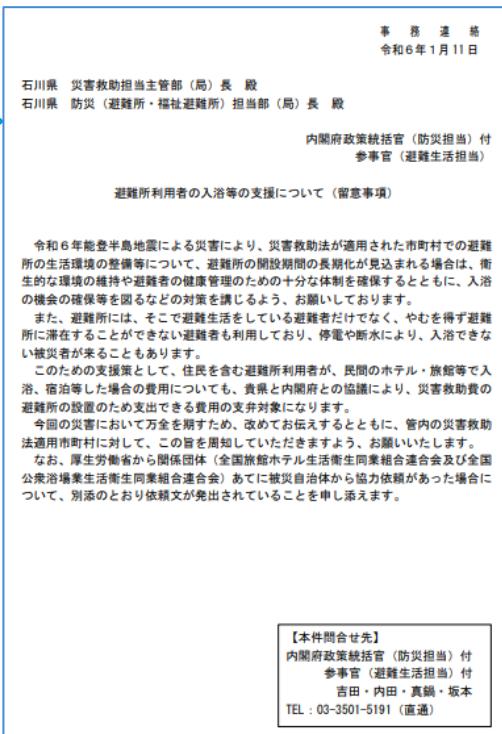
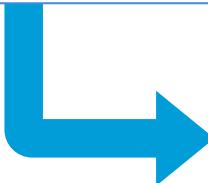
また、各都道府県におきましては、貴管内の市町村防災担当部局及び都道府県知事認可の水道事業者に本件を周知いただくとともに、事前防災にかかる連携について検討が進むよう支援をお願いいたします。

令和6年1月11日付 事務連絡

避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

- ◆ 断水等により、在宅避難者や車中泊避難者が入浴機会を得られないが発生した。
- ◆ 避難所避難者だけでなく、在宅避難者や車中泊避難者も含め、入浴できない状況にある避難者に入浴支援を行うよう、災害救助法が適用された地方公共団体宛て発出。

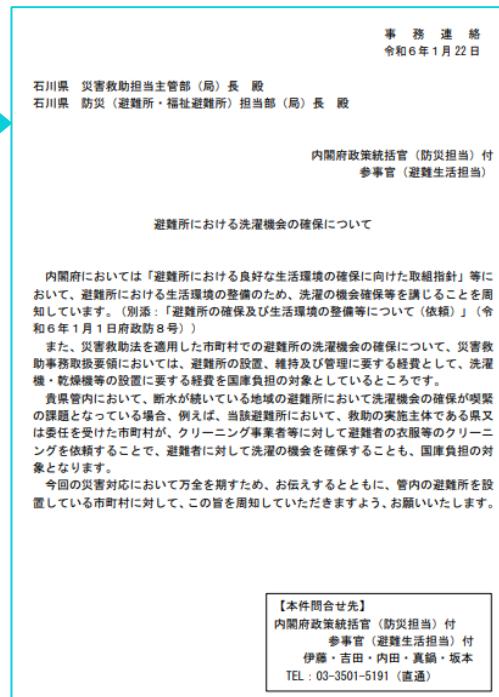


令和6年1月22日付 事務連絡

避難所における洗濯機会の確保について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

- ◆ ライフラインの途絶により、クリーニング事業者に洗濯を依頼する以外の手段がない避難者が発生した。
- ◆ 当該避難者への支援として、クリーニング事業者の活用や洗濯機・乾燥機の設置経費が国庫負担の対象となることについて、災害救助法が適用された地方公共団体宛て発出。



【参考】内閣府防災担当からの各都道府県等への通知（HP）

<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html>

令和6年2月16日 参議院・災害対策特別委員会

Q 断水をしても使用できる循環型の温水シャワーについてお伺いしたいと思います。今回の地震においても断水が続く被災地で活用されております。この温水シャワーを自治体が導入する際には特別交付税措置の対象となることは、昨年の私の質疑でも確認をしたところでございます。

現在、被災地で使われている温水シャワーについては、既に導入をしている自治体などからの支援物資として現地に送られていると聞いておりますけれども、避難所の数に比べて台数が足りない、少ないと感じております。自然災害などで断水した際には有効であり、導入を後押しすべきであると考えますけれども、現在の被災地での活用状況と導入促進に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

A 《内閣府政策統括官（防災担当）》

避難所における入浴機会を確保することは、身体を清潔にし、またストレス解消にも効果がございますので、衛生環境を維持し健康被害を防ぐ観点から極めて重要であると認識しております。

今般の地震におきましては、広域にわたって断水が発生していることから、被災六市町の避難所等におきまして、循環型シャワーが九十六台、手洗いが二百十二台設置、利用されているところです。また、循環型シャワーのほかにも、入浴機会の確保のために、自衛隊による入浴支援とか、旅館やホテル等にある入浴施設を御利用させていただくような取組とか、また障害者も利用できる災害用の組立て式シャワー等の活用がされているところでございます。

また、普及等の状況につきまして、これまで、避難所における生活環境確保のためのガイドライン等を作成し、こうした入浴機会の確保の取組について、先進事例を自治体に周知するとともに、指定避難所の生活環境改善のために自治体が行う設置の経費につきましては、特別交付税措置を講じて支援をしています。

内閣府としましては、引き続き、こうしたものも活用しながら、避難所における入浴機会が確保できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

令和6年6月5日 衆議院・災害対策特別委員会

Q 今回の能登半島地震で多くの方から聞かれた声が、国のプッシュ型の支援や全国からの官民間わずの支援により、かなり早い段階から飲み水については必要数が十分確保されていたという声であり、そのことと対照的に、とにかく生活用水に困ったという声が、圧倒的に大きかった声であります。

そこで、少なくとも指定避難所については、生活用水を確保するためにこのような設備の事前準備を行うとともに、地域や専門の民間業者等と災害協定を結んでおいて災害時に出動要請を依頼するような仕組みの構築は検討できないか、お伺いします。

A 《防災担当大臣》

避難所におきまして、生活用水を確保できるよう各自治体において発災前から準備しておくことは、重要であると考えております。そのため、内閣府では、避難所に関する指針におきまして、井戸等の整備に努めることを促しております。井戸に関しましては、緊防債の対象になっております。

また、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結いたしまして、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくことを自治体に促しているところでございます。実際に、浄水装置の提供に関しまして、千葉県では自治体が民間事業者と協定を結ぶことにより、災害時における生活用水の確保を図っている例もございます。

内閣府といたしましては、こうした事例の収集や自治体への情報提供を進めることによりまして、発災直後から円滑な生活用水の提供がなされるよう、平時における体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

III. 飲料水・生活用水の確保に関する規定について

- ◆ 防災基本計画において、地方公共団体が避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組の参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
(平成25年8月作成(令和6年12月改定))

取組指針の下に、より具体的な対応について示すもの
として以下のガイドラインを作成

①避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)
(平成28年4月作成(令和6年12月改定))

②福祉避難所の確保・運営ガイドライン
(平成28年4月作成(令和3年5月改定))

③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
(平成28年4月作成(令和6年12月改定))

【参考】直近の取組事例集について

- 避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集(令和4年7月)
- 避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集(令和6年3月)

第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防

第1節 災害に強い国づくり、まちづくり

1 災害に強い国づくり (3) ライフライン施設の機能の確保

○市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (3) 指定避難所等

○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

8 物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1) 物資の備蓄

○市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

（前スライドの続き）

第2章 災害応急対策

第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

3 指定避難所等

（2）指定避難所の運営管理等

○市町村は、**指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるもの**とする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、**健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるもの**とする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、**洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるもの**とする。

○市町村は、**指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるもの**とする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

第1 平時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

(2) 物資確保体制の整備

① 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、炊き出し設備、
入浴設備等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを
提供し、スフィア基準を満たすことができるよう、市町村においては避難所や物資拠点に必要な
備品を確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保
すること。このような備蓄の推進に加え、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との
物資供給協定の締結等を図っておくこと。また、運送事業者と協定を締結し、物資搬送体制の構築
等も図っておくこと。さらに、救援用物資集積基地の設置についても検討しておくこと。

2 指定避難所の指定等

(1) 指定避難所の指定等

③ イ 指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、
断水時のトイレ対策等）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に
必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政
措置等を活用し、充実強化を推進することが望ましいこと。防災機能設備等を指定避難所等に
保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要
となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと。

(前スライドの続き)

第2 発災後における対応

2 避難所の設置と機能整備

(2) 指定一般避難所の機能

⑦ 災対法第86条の6に基づき、**被災者の避難所における生活環境の整備**のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場・授乳室・休養スペースの設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、**入浴及び洗濯の機会確保**の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア 置、マット、カーペット、段ボールベッド等の簡易ベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場

オ 仮設風呂・シャワー

カ テレビ・ラジオ

キ 簡易台所、調理用品

ク その他必要な設備・備品

3 避難所リスト等の作成

(1) 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくこと。併せて、ライフラインの状況、食料・**飲料水の備蓄状況**、パーティション・簡易ベッドの設置状況に加えて、トイレ・**入浴設備**・冷暖房の状況についても**把握**すること。

(前スライドの続き)

11 生活用水の確保

- (1) 飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、分散型の生活用水の確保として、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保すること。
- (2) 入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用の検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応すること。
- (3) スフィア基準に沿って、入浴施設(シャワー、仮設風呂等)を50人に1つ設け、男女別に提供すること。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン (チェックリスト) (抜粋) ①



飲料水をはじめ、洗濯や入浴等に必要となる生活用水に関する内容を盛り込んでいる。

2. 避難所の指定

ポイント
被災想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定

解説

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資の輸送が比較的容易な場所にある施設を指しましょう。

やむを得ず、災害が発生するおそれのある区域に指定避難所を指定している場合には、開設する災害の種類を想定することとともに、災害の状況や施設、敷地の被災等の状況を踏まえ、必要に応じて安全度の確認等を行った上で開設するようになります。風害の場合に、想定浸水水位(8m)以上の際には、開設することとする場合には、①備蓄食料を想定浸水水位以上の際には開設すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の際には迅速に搬出体制を整えておくこと、②受電設備の浸水対策(洪水や高潮に対して安全な高い場所に高上げ・移設)等を行うようにし、浸水時は浸水する避難所の避難ペースが減ることから、可能な限り多くの避難所を確保するようになります。

また、避難者の数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があると想定しておくことも重要です。災害対応訓練等において、避難所が不足する状態についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。

※「想定される洪水等の水位」を指す。

貯の向上を目指すには

避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保のほか、災害用トイレやその他必要物資等については、どのように物資を送り届けるかを入念に計画・準備する必要があります。また、洪水や津波または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上階層にすること、被災を受けにくく場所への注意を払う必要があります。

P. 11~14

飲料水

対策項目5 避難所として確保すべき備蓄等を実施する

	被災想定に応じた備蓄物資の配分計画	防災、商工担当	いつ	主担当 ○担当 □支援 を記入	備蓄する団体等
項目番号	仕事	準備 初動 応急 復旧 連携 対応	いつ	主担当 ○担当 □支援 を記入	備蓄する団体等
5-1	被災想定に応じた備蓄物資の配分計画	○	○	○	○
5-2	障害者、外国人向けの室内掲示等を確保する	○	○	○	○
5-3	毛布・飲料水・非常食・パーソナル・トイレ等ヘッド・炊き出し用具を確保する	○	○	○	○
5-4	携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品を確保する	○	○	○	○
5-5	女性用具や幼児用用品等、女性や妊娠中のための備蓄用具のニーズを踏まえ、物資を確保する	○	○	○	○
5-6	投光器、充電式等の明かり、電源や飲料の確保を検討する	○	○	○	○
5-7	雨除け、動物、園、等に使用可能なフルーシートの確保を検討する	○	○	○	○
5-8	災害時における必要な資材(投げボールヘッド、エアーヘッド等競技ヘッド、仮設トイレ等)を確保、設置するための資材(タープ、クランチーニー等)を確保、設置するための資材(タープ、クランチーニー等)を確保する(投げボールヘッドについては業界団体の推奨規格に留意するなど)	○	○	○	○
5-9	災害時用荷物(常用生活必需品、飲料水、冷凍用機器、力士浴槽等、通常浴槽、既水物のトイレ用便器等)の在庫状況を確認し、災害時に必要な容量、個数などを検討する	○	○	○	○
5-10	既水用災害用設備等を確保するための必要な災害用設備や既水用設備を確保する(既水用設備、災害時においても飲食可能となる衛生的な生活用水を確保する)	○	○	○	○
5-11	防災戸戸の設置等、災害時ににおいても飲食可能となる衛生的な生活用水を確保する	○	○	○	○

【参考】避難所の生活環境対策全般（指針・ガイドライン等）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>

P. 43~44

生活用水

(3) よりよい環境

13. 衣類

ポイント
自立して衣類を確保できる環境を目指す

解説

着の身着のままで避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮をしましょう。下着の確保が始まり、性別や年齢などに応じた衣類の確保に努めます。状況が落ちてけば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

貯の向上の実現のために

昔から「古着」等が避難所に送られてくることがあります。衛生状態がわからなかつたり、サイズがそろわなかつたりと、現実的には活用できないことが多いくなっています。自宅等の被災により衣服が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、地方公共団体が手配し、被災者に対する方法も検討しておきましょう。

また、過去の被災では、衣料品販売事業者からの寄付に助けられた好例があった一方で、妊娠用、介護用の下着や衣類が不足しがちでした。衣類を手配する際には、このようなニーズの把握にも努めましょう。

チェックリスト

13. 衣類

項目番号	仕事	いつ	主担当 ○担当 □支援 を記入	備蓄する団体等
対策項目1 衣類確保のための留意点				
1-1	避難者の属性に応じた下着類を確保する	○ ○	○	商工担当
1-2	体や季節に合った衣類を確保する	○ ○	○	商工担当
1-3	仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機)を確保する	○ ○	○	商工担当
1-4	洗濯干場を確保する(女性用の洗濯干し場を確保する)	○ ○	○	避難所運営委員会
1-5	洗濯洗剤等洗濯キットを備蓄・確保する	○ ○	○	商工担当
1-6	コインランドリーとの巡回バスやランドリーカーを確保する	○ ○	○	商工担当
1-7	クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者と協定する	○ ○	○	商工担当

P. 45~46

生活用水

14. 入浴

ポイント
入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

解説

特に水害等で汚水に侵された場合は、感染症等の予防の為にも、シャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

チェックリスト

14. 入浴

項目番号	仕事	いつ	主担当 ○担当 □支援 を記入	備蓄する団体等
対策項目1 入浴対策を検討する				
1-1	既存・仮設等の民間事業者との協定締結を実施する	○ ○	○	商工担当
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する	○ ○	○	地域住民
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する	○ ○	○	商工担当
1-4	シャワーを浴びることができる環境を確保する	○ ○	○	商工担当、避難所運営委員会
1-5	仮設風呂の備蓄機材の備蓄等、風呂に入ることができる環境を確保する	○ ○	○	商工担当
1-6	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する	○ ○	○	避難所支援班、保健担当
1-7	入浴施設と避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保する	○ ○	○	商工担当

モデル 仮設入浴施設の場合

入浴施設のモデルパターン

 内閣府防災担当

✓ 想定される設備

：給湯ボイラユニット、シャワースタンド、ふろスタンド、テント、発電機、室内・室外照明等を設置するものであり、購入額は1ユニット数百万円程度（男女別だと2ユニット1000～2000万円程度）（ボイラは小型かつキャスター付きで機動性が確保されており、運搬や管理がしやすいものになっている）<新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用可能>

✓ 想定される利用人数

：一度に10人程度可能（24時間運用も可能だが夕方だけが一般的）

✓ 想定されるスタッフ数（製造会社と契約することや、平時からNPO等と協定を結び、スタッフの確保を進めていくことが必要）

・運搬：1人（運送業者等のドライバー）

・設置：8人（主にテントを設置するボランティア等：所要2時間程度）

（工具を必要としないカムロック式で簡単に設置可能）

（製造会社が設置に立ち会う契約にすることも多い）

・運用時の監視・清掃：2人（男女各1人ずつ：ボランティア等でも対応可能）

✓ 特徴

・男女用に2ユニット必要

・多量の水が必要であり、給水車による支援が必要。浴槽については、毎日清掃を行い、フィルタを交換することが望ましい



給湯ボイラシステム



シャワースタンド



浴槽



清掃しやすいスノコ

Point – 関係部署と連携して事前準備を！

- ◆ 飲料水や生活用水は、貯水槽や給水タンク、井戸等により事前に確保しておくこと。
 - ⇒ 井戸を所有する民間事業者や近隣住民との協力協定も考えられる。
 - ⇒ 水循環システムや浄水装置を活用したも有効。
- ◆ 災害時に入浴・洗濯の機会を迅速に確保するため、備蓄や協定の締結を行うこと。
 - ⇒ 仮設風呂等の入浴資機材の備蓄のほか、入浴施設との協定や送迎のためのバス会社との協定も考えられる。
 - ⇒ 洗濯キットの備蓄や、クリーニング業者・コインランドリー業者・ランドリーカー所有者との協定も考えられる。
 - ⇒ 災害対応車両登録制度の活用も有効。
- ◆ スフィア基準では、入浴施設を50人に1つとすることが示されており、避難所の入浴支援において対応することが望ましいこと。

IV. 災害救助法の対象・留意事項

一般基準	
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内 ※下線部は特別基準の設定が可能。
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費の設置費

✓ 災害救助法の対象となるもの

- ・被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）の設置
- ・避難所環境整備のための仮設風呂、簡易シャワー、洗濯機、乾燥機等の資機（器）材のレンタル、シャワーカーやランドリーカー等のレンタル
- ・被災者用の洗濯用洗剤、物干し竿、ハンガー、タオル、シャンプー・リンス・ボディソープ、洗顔等の消耗品の購入・レンタル
- ・仮設風呂等が避難所や支援拠点に設置されるまでの間に利用する、入浴施設への送迎と入浴料の支払い

✓ 主な留意事項

- ・レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。なお、**購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分することとし、当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。**

一般基準	
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内 ※下線部は特別基準の設定が可能。

✓ ポイント

- ・飲料に適した水の供給全体（飲料用以外に利用された水も含む）が費用の対象となる。
- ・災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、**住家の被害は問わない**。
- ・飲料水の供給は避難所や支援拠点において行う。（給水車等により供給することが前提。）
→特定の者だけが利用する施設等への供給は、その管理者が負担すべきであるため、救助法の対象外。

✓ 主な留意事項

- ・避難所等で炊き出しとともに提供する**ペットボトル等の飲料水**は、「炊き出しその他による給与」に含める。
- ・**水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない**。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

V. 參考資料

- 令和6年能登半島地震に係る検証チーム【内閣府】
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html
- 避難所の生活環境向上に係る支援について【内閣府】
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/shien.html>
- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について【内閣府】
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_shingijyutu.pdf
- 令和6年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶・復興の記録【石川県】
https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_010_002_00001#top
- 新たな水循環施策の方向性について【内閣官房水循環政策本部事務局】
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/dai6/siryou1.pdf
- 令和6年能登半島地震における水資源部の対応【国土交通省】
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000059.html
- 災害対策機械の紹介【国土交通省四国地方整備局】
<https://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bosai/kikai/kikai.html>
- 避難所の生活環境対策【内閣府】
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>
- 各都道府県等への通知【内閣府】
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html>
- 防災基本計画【内閣府】
https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyoukakuho-honbun.pdf>
- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）【内閣府】
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf
- 災害救助法【内閣府】
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujyo.html

【参考資料（事務連絡）①】

事務連絡
令和6年8月5日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。

避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添1）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添2）があります。

つきましては、こうした事例も参考にしつつ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。

また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

管内各市町村の防災主管部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（愛媛県のホームページより抜粋）

別添1

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- （1）被災者等に対する入浴支援
- （2）被災者等に対する生活用水の提供
- （3）生活支援物資の置場提供
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあっては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して 1 年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町 2 丁目 2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 尾原 譲

事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（内閣府防災）より抜粋）

別添2

温泉事業者による避難者や在宅避難者への入浴機会の提供（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和3年8月豪雨時に、避難所に入浴施設がなく入浴機会が得られない避難者や自宅の被災により風呂を使用することができない世帯から入浴機会がほしいと声が上がったことから、町内の日帰り温泉施設（1か所）に相談し、入浴料を免除（町が負担）することで入浴機会を提供することができた。災害発生直後は利用者を制限せず、罹災証明書交付が進んだ段階で罹災証明書交付世帯に限定した。入浴時、被災者はフロントで罹災証明書を提示し、住所、氏名、利用人数を記入した。また、被災者だけでなく被災地で活動していた災害ボランティア登録スタッフも対象とし、配布されるステッカーを提示し入浴することとしていた。

被災者へは、ホームページへの掲載、避難所への掲示、防災無線等による周知を行った。

2) 取組上の課題・工夫

施設利用にあたっては、車が使用できない方や在宅避難者でも行き来できるよう、被災地区及び避難所に停留所を設置し、マイクロバスで定時に送迎する等、利用にあたってのハードルを下げる工夫もセットで提供された。

当該温泉事業者とは事前の協定は締結していないものの、もともと町が誘致した企業であり、運営方法などについて定期的に意見交換を行い、日頃から情報共有していたことが、円滑な支援の実現につながったと考える。

図表8 大町町ホームページでの入浴機会の情報提供

期間																																																																								
令和3年8月24日（火）から 令和3年12月31日（金）																																																																								
送迎バス運行時間（※毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日に運行）																																																																								
入浴支援マイクロバス 時刻表																																																																								
各避難所⇒大町温泉ひじり乃湯ルート 時刻表																																																																								
各避難所⇒大町温泉ひじり乃湯ルート 時刻表			大町温泉ひじり乃湯⇒各避難所ルート 時刻表																																																																					
所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日			所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日																																																																					
<table><thead><tr><th>施設名</th><th>第1便</th><th>第3便</th><th>第5便</th><th>第7便</th><th>施設名</th><th>第2便</th><th>第4便</th><th>第6便</th><th>第8便</th><th>第9便</th></tr></thead><tbody><tr><td>美郷 発</td><td>1500</td><td>1620</td><td>1740</td><td>1900</td><td>大町温泉 ひじり乃湯 発</td><td>1540</td><td>1700</td><td>1820</td><td>1940</td><td>2100</td></tr><tr><td>大町町公民館 発</td><td>1510</td><td>1630</td><td>1750</td><td>1910</td><td>下湯公民館 善</td><td>1550</td><td>1710</td><td>1830</td><td>1950</td><td>2110</td></tr><tr><td>中島公民館 発</td><td>1520</td><td>1640</td><td>1800</td><td>1920</td><td>中島公民館 善</td><td>1600</td><td>1720</td><td>1840</td><td>2000</td><td>2120</td></tr><tr><td>下湯公民館 発</td><td>1530</td><td>1650</td><td>1810</td><td>1930</td><td>大町町公民館 善</td><td>1610</td><td>1730</td><td>1850</td><td>2010</td><td>2130</td></tr><tr><td>大町温泉 ひじり乃湯 善</td><td>1540</td><td>1700</td><td>1820</td><td>1940</td><td>美郷 善</td><td>1620</td><td>1740</td><td>1900</td><td>2020</td><td>2140</td></tr></tbody></table>							施設名	第1便	第3便	第5便	第7便	施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便	美郷 発	1500	1620	1740	1900	大町温泉 ひじり乃湯 発	1540	1700	1820	1940	2100	大町町公民館 発	1510	1630	1750	1910	下湯公民館 善	1550	1710	1830	1950	2110	中島公民館 発	1520	1640	1800	1920	中島公民館 善	1600	1720	1840	2000	2120	下湯公民館 発	1530	1650	1810	1930	大町町公民館 善	1610	1730	1850	2010	2130	大町温泉 ひじり乃湯 善	1540	1700	1820	1940	美郷 善	1620	1740	1900	2020	2140
施設名	第1便	第3便	第5便	第7便	施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便																																																														
美郷 発	1500	1620	1740	1900	大町温泉 ひじり乃湯 発	1540	1700	1820	1940	2100																																																														
大町町公民館 発	1510	1630	1750	1910	下湯公民館 善	1550	1710	1830	1950	2110																																																														
中島公民館 発	1520	1640	1800	1920	中島公民館 善	1600	1720	1840	2000	2120																																																														
下湯公民館 発	1530	1650	1810	1930	大町町公民館 善	1610	1730	1850	2010	2130																																																														
大町温泉 ひじり乃湯 善	1540	1700	1820	1940	美郷 善	1620	1740	1900	2020	2140																																																														

資料) 大町町ホームページ

【参考資料（事務連絡）②】

事務連絡
令和7年6月26日

各 都道府県 防災担当部局
都道府県 水道行政担当部（局）
国土交通大臣認可 水道事業者 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための 防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について

令和6年能登半島地震では、水道が甚大な被害を受け、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」の確保が困難となりました。

このことから、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、各関係機関は、応急給水活動状況や給水ニーズ、応急給水先の情報を共有し、応急給水支援を行う体制を構築すべきである旨、指摘されているところです。

これを受け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、市町村等は、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保することとされています。

つきましては、防災担当部局及び水道事業者において、発災時における生活用水の確保を円滑に行うため、事前防災に係る連携について、下記の事項を踏まえて対応を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におきましては、貴管内の市区町村防災担当部局及び都道府県知事認可の水道事業者に本件を周知いただくとともに、事前防災にかかる連携について検討が進むよう支援をお願いいたします。

記

1. 発災時における水の確保において、飲料水の確保や、被災者がトイレ、入浴、洗濯等で利用する生活用水の確保は重要であり、それに備えて、平時から、地方自治体内において、避難生活支援を担う防災担当部局と応急給水を実施する水道事業者（以下「両部局」という）との間で事前防災について、連携を図ることが重要であること。
2. 具体的には、両部局で連携して、水道事業者が発災時の応急給水先とする、避難所や支援拠点（「在宅・車中泊避難者の支援の手引き」34頁参照）を平時から決めておくことが適当であること。

両部局は、避難所や支援拠点の関係部局と連携して、水道事業者の応急給水を行うための体制を事前に構築することが重要であること。その際、発災時に、水道事業者の応急給水先となる避難所や支援拠点において、給水車の稼働効率を高めるため、給水車からの給水を一時的に貯める仮設水槽等を平時から用意しておくことが適当であること。

発災時における効率的な応急給水のため、水道事業者が避難所や支援拠点で使用可能な防災井戸等の水源の情報を把握していない場合には、防災担当部局は可能な範囲で当該情報を水道事業者に共有することが適当であること。

水道事業者は、平時より、水道の危機管理マニュアル等で設定した被害想定に基づく水道の復旧期間等を防災担当部局に共有するとともに、応急給水に必要となる給水車等を配備しておくことが重要であること。

なお、水道事業者が、給水車等により飲料水として避難所に応急給水した水については、利用者の判断で供給時から生活用水として利用することも可能であること。

3. 防災担当部局は、避難生活における良好な生活環境の確保のため、避難所や支援拠点でトイレ等が利用できるよう、発災後の生活用水の確保・供給に平時から努めすることが重要であること。

なお、災害救助法は発災後の対応が対象となるため、事前対応となる仮設水槽の購入は対象とならないこと。

4. 防災井戸の登録制度の活用や新規の井戸整備等について、防災担当部局が担当する場合は、「災害時地下水利用ガイドライン」（令和7年3月 内閣官房水循環政策本部事務局、国土交通省水管理・国土保全局水資源部）を参考にされたい。

水道事業者が給水車の追加配備を行う場合は、国土交通省が所管する防災・安全交付金の基幹事業である、水道総合地震対策事業の活用が考えられること。加えて、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（仮設水槽の整備等）を実施する場合は、同交付金の効果促進事業の活用が考えられること。

また、水道事業者における給水車等の整備については、令和7年度から創設される公営企業債（防災対策事業）の活用が考えられること。

以上

〈連絡先〉

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
TEL 03-3501-5191（直通）
- 国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
TEL 03-5253-8111（代表）（内線 34-433）

【参考資料（事務連絡）③】

事務連絡
令和6年1月11日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿

石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

令和6年能登半島地震による災害により、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住民を含む避難所利用者が、民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴県と内閣府との協議により、災害救助費の避難所の設置のため支出できる費用の支弁対象になります。

今回の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内の災害救助法適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省から関係団体（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会）あてに被災自治体から協力依頼があった場合について、別添のとおり依頼文が発出されていることを申し添えます。

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
吉田・内田・真鍋・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

事務連絡
令和6年1月2日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和6年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

このたびの令和6年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せてお願ひします。

事務連絡
令和6年1月2日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和6年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応について（依頼）

このたびの令和6年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の公衆浴場に対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せてお願ひします。

【参考資料（事務連絡）④】

事務連絡
令和6年1月22日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿

石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所における洗濯機会の確保について

内閣府においては「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等において、避難所における生活環境の整備のため、洗濯の機会確保等を講じることを周知しています。（別添：「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」（令和6年1月1日府政防8号））

また、災害救助法を適用した市町村での避難所の洗濯機会の確保について、災害救助事務取扱要領においては、避難所の設置、維持及び管理に要する経費として、洗濯機・乾燥機等の設置に要する経費を国庫負担の対象としているところです。

貴県管内において、断水が続いている地域の避難所において洗濯機会の確保が喫緊の課題となっている場合、例えば、当該避難所において、救助の実施主体である県又は委任を受けた市町村が、クリーニング事業者等に対して避難者の衣服等のクリーニングを依頼することで、避難者に対して洗濯の機会を確保することも、国庫負担の対象となります。

今回の災害対応において万全を期すため、お伝えするとともに、管内の避難所を設置している市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願ひいたします。

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
伊藤・吉田・内田・真鍋・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）